

# 佐藤 高清 議員 市政会



## 問 新庁舎建設事業裁判の判決は？

## 答 一審、二審とも市側の全面勝訴

**問** 新庁舎建設事業に対する訴訟で、第一審と第二審の判決における相違点を問う。

**答** **副市長** 「第一審の名古屋地方裁判所、第二審の名古屋高等裁判所とも、

まず、公金支出行為の訴えについて、その行為が地方自治法に定める「相当の確実さを以て予測される場合」に該当するかどうかを判断した上で、第一審では原告の訴えについては、一部

を却下し、その余を棄却。第二審では全て不適法として却下した。第一審、第二審とも原告の訴えに対する裁判所の判断は同じであり、第二審は控訴人の主張は採用できないとして、その理由をさらに付け加えたものである。

2組織、鍋田地区1組織、十四山地区4組織の計7組織。  
**問** 活動組織を広域化することによるメリット、デメリットは。

**答** **農政課長** メリットは、まとまった金額が得られ広範な活動が可能となり、事務作業の軽減となること。デメリットは、資金配分の合意や組織代表者の確保

が容易でないこと。  
**問** 広域化した場合、交付金額の増減および活動組織の方向性について問う。

**答** **農政課長** 交付金額は増額が見込まれる。地元において協議することが最も重要である。



▲市役所本庁舎の完成予想図

**問** 多面的機能支払交付金の推進は

**答** 地域における十分な協議が必要

**問** 多面的機能支払交付金事業の現状は。  
**答** **農政課長** 弥富地区



▲支払交付金による共同作業(森津地内)